

品川区教育委員会会議記録

平成20年 第5回 臨時会

場 所 教育委員室
期 日 平成20年10月21日
開 会 午後2時00分
閉 会 午後3時40分

出席委員	委 員 長 徳岡 壽夫 委員長職務代理者 安尾 久子 委 員 細川 珠生 委 員 市川 信之助 教 育 長 若月 秀夫
欠席委員	

出席職員	教 育 次 長 市川 一夫 庶 務 課 長 田村 信二 学 務 課 長 富田 祥子 指 導 課 長 河野 美和 小中一貫教育担当課長 和氣 正典 生涯学習課長 堀越 明 品川図書館長 小川 陽子 品川区スポーツ協会事務局次長 安藤 正純 企画部長期計画担当課長 福島 進
------	---

議事運営および 委員長、教育長報 告事項等	<ul style="list-style-type: none"> ・署名委員に安尾委員、細川委員を指名 ・第30号議案について、会議の運営上、品川区教育委員会会議規則第20条の規定により、企画部長期計画担当課長の出席を求めている。
-----------------------------	---

件名	<p>日程第1 第30号議案</p> <p>品川区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例議案の提出に対する意見について</p>
担当課説明等	<p>(庶務課長) 資料に基づき説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に定めるとおり、本件条例案を区長が議会に提案するにあたり、区長より教育委員会に意見聴取があった。これに対し、事務局では教育委員会の意見表明としては来年度の組織改正の趣旨を尊重し、「異議なし」との意見表明をすべきと考え、回答を議案としておはかりしているところである。よろしくご審議をお願いしたい。また、条例提案理由および内容等について所管の長期計画担当課長より説明させていただきたい。 <p>(長期計画担当課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来年度の組織改正に向け区議会第4回定例会に提出される予定の本件「品川区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」案であるが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正を受け、文化・スポーツの事務について、地域振興等と一体的に推進するため区長の所掌事務として位置づけることを目的とするものである。 <p>(生涯学習課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年委員、体育指導員、品川歴史館長など関係者に説明および意見聴取を行ったところ、概ね了承の意見であった。 <p>(スポーツ協会事務局次長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ協会において、理事長、副理事長、各委員会の正副委員長、常務理事へ教育次長より説明および意見聴取を行った。要望として、スポーツ協会と所管課との連絡・連携を密にすることがあげられた。今後、地域の中へ入っていく取り組みを進めることも大切であり、区長部局において進めていくことに好意的な意見をいただいた。その他の連盟など関係する団体にも今後順次説明を行っていく。
委員質疑要旨	<p>(委員C)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツの事務を区長部局に移管することにより、学校における部活動などに影響はあるか。 <p>(委員E)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PTA活動や学校の施設を使う地域の活動等はどのような扱いになるのか。 <p>(委員B)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算の配分、教育委員会の予算への関与のあり方はどのようなになるのか。
事務局説明	<p>(指導課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学校の部活動との関連について。部活動について大会などの行事は中体連やスポーツ協会と連携して行っており、区長部局へ移管することによる影響はない。 <p>(生涯学習課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の団体等の学校施設利用は地域スポーツの振興として区長部局に移管する予定であるが、学校施設であるので、教育委員会と密接に連携し実施していく。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ P T Aについては引き続き教育委員会で所管する予定である。 <p>(長期計画担当課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予算について。来年度予算編成の内容・区分けについては現在検討中であるが、区長部局の予算に組み変えるものと、教育予算として予算編成し、執行を区長部局で行うものの2通りになると考えられる。 区の独自の文化行政として行うものは区長部局の予算として編成、補助金などを受ける場合も含め、教育に密接な事業は教育予算として編成することとなる予定。 <p>(教育次長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予算編成と予算への関与のあり方について。予算については第一に事業を執行する所管で編成するのが一般的である。 予算移管の例としては、青少年健全育成にかかわるものも区長部局に移管されるが、区全体の青少年育成事業と一体化して予算編成するのではないかと予想される。 社会教育事業に位置づけられるものについては、教育委員会として関与の仕方が難しい。過去の経過や、制度的に教育委員会が関与しなければならないものもある。事務的に解決できるものは早急に解決し、教育委員会の判断を仰ぐべきものは早急に整理し、改めて教育委員会の場にお示しし協議したい。
委員意見要旨	<p>(委員C)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の活性化のために文化・スポーツを区長部局で一体的に行うことは良いことだと思う。 <p>(委員D)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年委員は、他自治体の状況を見ても区長部局が所管する傾向が強くなっている。青少年委員の母体は地区委員であり、これらが協働することは大切なことだ。所管が同じ部署になることは活動しやすくなるのではないかと思う。 <p>(委員E)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文化・スポーツを区長部局に移管するとわかりやすい組織になると思う。 <p>(委員B)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務の移管のあり方は移管するものと教育委員会が関与すべきものがある。事務執行にあたり、協議する場を設けたり、連携していくことは難しい課題だ。予算も含め、今後の区長部局の検証に委ねたい。
議事結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原案可決

<p>件名</p>	<p>日程第2 協議事項1 小中一貫教育要領等の改訂について</p>
<p>担当課</p>	<p>(小中一貫教育担当課長) 資料に基づき説明</p>
<p>委員質疑要旨</p>	<p>(委員C) <ul style="list-style-type: none"> 今回の改訂で品川区独自のものとして新・学習指導要領に付け加えた内容があるか。あればそれは何か。 時数の増加に対応して時間を確保するために朝の学校開始の時間を早めるというのはどうか？ 水曜日が他の曜日よりも早く終了する理由が知りたい。 </p> <p>(委員E) <ul style="list-style-type: none"> 土曜日の授業の復活についてはどのように考えているのか。 </p> <p>(委員D) <ul style="list-style-type: none"> 今回の学習指導要領の改訂で国が品川区の小中一貫教育要領に追いついてきた、とのことだが、具体的な内容について説明を。 </p> <p>(委員B) <ul style="list-style-type: none"> 授業時数の増加についてどのように考えるか。 </p>
<p>事務局説明</p>	<p>(小中一貫教育担当課長) <ul style="list-style-type: none"> 品川区が独自で追加している内容について。今回新たに追加するものはない。 学校の開始時間を早くすることについて。教職員の勤務時間との関わりもあり、早く開始すると終了時間を早くせざるをえない。 水曜日について。水曜日は職員会議やカリキュラムの合同研究・研修などに使っている。活用の方法については検証していく。 土曜日の授業について。学校や保護者からの要望は強い。実態上月1回の学校公開などを行っている。ただし、就業時間との関わりもあるので、土曜日に勤務をした場合振替休が必要になってくる。土曜日の対応は今後調査検討していく。 </p> <p>(指導課長) <ul style="list-style-type: none"> 新学習指導要領との関係について。現行の学習指導要領を定める際、例えば円周率は扱わない、台形の面積を求める方法も扱わない、などと学習内容を削減した経緯がある。しかし、品川区の小中一貫教育要領はこういったものを削減せずに行ってきた。今回の新学習指導要領でこれら削減された内容が復活し、品川区の小中一貫教育要領の内容に近づいてきたということである。 授業時数の増加について。国の新学習指導要領は現行の選択授業の時間を潰して学習内容を追加している。しかしながら、品川区としては、選択授業をステップアップ学習にあてている。ステップアップ学習は確保していきたいと考えているため、新学習指導要領により上乘せした授業時数となる予定である。 </p>
<p>委員意見要旨</p>	<p>(委員E) <ul style="list-style-type: none"> 小中一貫教育要領の成果は出ていると思う、大幅の改訂は行わないということには賛成できる。 </p>

	<p>(委員C)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 授業時数を増加するならば水曜の活用も視野に入れるべき。 ・ 学習指導要領の改訂にあたり、まず子どもの負担にならない時間配分を一番に考えるべきである。 ・ 土曜日の活用も前向きに検討すべきである。 <p>(委員A)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今学校現場では始業式の日にも授業をやっている。そこまで学校はぎりぎりまで頑張っている。そのような状況であるのに、今回の国が、土曜日の活用を全く視野に入れずに、新学習指導要領で授業時数を増やしたことに疑問を感じている。 ・ 新学習指導要領に対応するために様々なシミュレーションを行うことは大切だが、無理に授業時数を増やさない、という考え方も必要だ。 ・ 単純な授業時数の増で現場の教員にしわ寄せが行ってしまうのは良くない。品川区の教員は良く頑張っている。学力も向上してきた。 ・ 授業時数を増やさずに指導方法で工夫していく、などの対応もあると思う。 ・ 始業時間を早くするというのは良いアイデアだと思う。授業時数の確保には繋がらないが、学校に早く来る子どもも多い。子どもや保護者の生活実態を踏まえて学校の始業時刻を考えてみることは良いかもしれない。 ・ 授業時数を増やすにしても学年に応じた増加の仕方があると思う。また授業時数を増やさないという選択肢も検証すべきである。
議事結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 了承

件名	日程第3 報告事項1 平成20年度特別区人事委員会勧告について
担当課説明等	(庶務課長) 資料に基づき説明
委員質疑要旨	(委員B) ・ 地域手当を上げて、給料月額を引下げるという内容と、公民較差が少ないため、給料の改定を行わないことの関連について説明を。
事務局説明	(庶務課長) ・ 公民較差による改定見送りについては給料全体について行っている。地域手当を上げて、給料月額を同程度引き下げることについては、給料全体を増減させないという意味である。 また、地域手当の引き上げは国に準拠するもので段階的に18%まで引き上げていくこととなっている。
委員意見要旨	特になし
議事結果	了承

件名	日程第4 その他 平成20年11月の行事予定について
担当課説明等	(庶務課長) 資料に基づき説明
委員質疑要旨	特になし
事務局説明	特になし
委員意見要旨	特になし
議事結果	-----

件名	日程第4 その他 小中一貫教育全国サミットについて
担当課説明等	(小中一貫教育担当課長) 資料に基づき説明
委員質疑要旨	特になし
事務局説明	特になし
委員意見要旨	特になし
議事結果	-----